四国ＤＥ＆Ｉ宣言企業リーグ ロゴマーク使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は､別記の四国ＤＥ＆Ｉ宣言企業リーグ ロゴマーク（以下｢ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（権利）

第２条　ロゴマークに関する一切の権利は、四国経済連合会（以下「当会」という。）に帰属する。

（使用者）

第３条　ロゴマークは、当会のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

（１）四国ＤＥ＆Ｉ宣言企業リーグへの参加企業・団体

（２）報道機関等（ただし、報道の目的で使用する場合に限る。）

（３）その他当会が認めた者

（使用目的の範囲）

第４条　ロゴマークについては、四国ＤＥ＆Ｉ宣言企業リーグに参加していることを広報する目的にのみ使用し、次の目的の使用は禁ずる。

（１）法令もしくは公序良俗に反し、または反するおそれがあること。

（２）政治、宗教等の活動に使用すること。

（３）当会のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

（４）ロゴマークを用いて知的財産に関する権利を取得すること。

（使用方法）

第５条　ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

（１）ロゴマークのデザインを変更しないこと。

（２）ロゴマークの縦横比率を変更しないこと。

（３）ロゴマークの色相および色調を変更しないこと。ただし、モノクロームで使用する場合など、印刷物等の仕様によりこれにより難い場合は、やむを得ないと認められる範囲で色相または色調の変更を認めるものとする。

（使用料）

第６条　ロゴマークの使用料については、無料とする。

（使用者の責務）

第７条　ロゴマーク使用者は、その使用に際し、この要領に基づき誠実に使用しなければならない。

２　ロゴマークの使用に起因して苦情等の問題が生じた場合には、当該使用者が責任を持って速やかに対処するものとし、当会は一切の責任を負わない。

（報告および調査等）

第８条　当会は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告を求め、もしくは調査を行い、または改善の指示等を行うことができるものとする。

（使用の中止）

第９条　当会は、ロゴマーク使用者が第４条に定める使用目的に反する使用を行った場合、またはその他ロゴマークを使用することが適当でないと当会が認めた場合は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の中止を求めることができる。

２　前項の規定により、ロゴマーク使用の中止を求められた当該使用者は、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

３　当会は、第１項の求めにより当該使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第 10 条　この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は別に定める。

附則　この要領は、2026 年６月９日から施行する。

別記

四国ＤＥ＆Ｉ宣言企業リーグ　ロゴマーク